



The  
Building  
Center  
of  
Japan

HR住-501-13  
平成12年 7月19日制定  
平成14年10月 1日改訂  
平成16年 4月 1日改訂  
平成18年 3月 1日改訂  
平成23年 4月 1日改訂  
平成23年11月 7日改訂

# 特別評価方法認定のための 試験申請要領 (劣化の軽減に関すること)



一般財団法人**日本建築センター**  
The Building Center of Japan

---

評定部 住宅課

## 目次

1. 申請の対象 .....	1
2. 申請の区分 .....	1
3. 審査対象委員会 .....	1
4. 注意事項 .....	1
5. 申請に必要な図書等 .....	2
6. 申請から認定までの標準的な事務手続きフロー .....	3
7. 試験用提出図書作成要領 .....	7

## **1. 申請の対象**

本要領は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 59 条第 2 項の規定に基づき、特別評価方法認定に係る試験(劣化の軽減に関すること)を申請する案件に適用するものです。

試験(劣化の軽減に関すること)とは、平成 13 年建設省告示第 1347 号(評価方法基準)第 5 3-1 の評価事項に該当し、かつ、同(3)評価基準に定めのない特別な評価方法に関する試験を行うことをいいます。

## **2. 申請の区分**

原則として建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法の別により、1 申請となります。

## **3. 審査対象委員会**

当該要領の対象委員会は、耐久性能審査委員会(以下「委員会」という。)となります。

## **4. 注意事項**

試験には、追加・変更の手続きはありません。試験取得後に、仕様の追加・変更が発生した場合は、すべて新規試験としての申請となります。

申請に際しては、本要領の他に次の内容を必ずご覧ください。

- ①試験業務のご案内 (HR-500)
- ②一般財団法人日本建築センター試験業務規程 (HR-01)
- ③一般財団法人日本建築センター試験業務約款 (HR-505)
- ④料金一覧表<特別評価方法認定のための試験> (HR-510)

## 5. 申請に必要な図書等

申請に必要な提出図書等の内容、提出部数及び提出期日は下表のとおりです。事前に、担当職員にご連絡の上、郵送していただいても結構です。

提出図書等	提出図書等の内容	提出部数	提出期日
①試験申請書	・試験申請書（様式HF01-01）に必要事項を記入したもの	1部	審査委員会受付の1週間前まで
②提出図書	・7. 試験用提出図書作成要領参照	4部	
③審査委員会受付用資料	・②提出図書の抜粋 ・受付審査用の資料として必要とした場合、担当職員から依頼します	※	審査委員会報告の前日まで
④指摘事項回答書及び追加資料	・前回の指摘事項回答書（様式HF50-06）	3部	部会時に指定した期日まで
⑤審査委員会報告用資料	・②提出図書の抜粋 ・試験員が報告用に必要とした場合、試験員又は担当職員から依頼します	※	審査委員会報告の前日まで
⑥試験結果証明書に用いる別紙	・②提出図書の抜粋 ・試験員又は審査委員会が証明書に必要とした場合、担当職員から依頼します	1部	審査委員会報告の翌日以降
⑦図書最終版	・別紙「最終版作成要領」参照（指摘事項回答書も含む。）	2部	審査委員会報告後

※事務局より提出部数をご連絡します

## 6. 申請から認定までの標準的な事務手続きフロー

### I. 事前打合せ

#### 1. 事前打合せ

- (1) 事前打合せから試験結果証明書発行までの手順、審査スケジュール、試験用提出図書（以下、「提出図書」という。）及び部数、その他不明な点については、評定部担当職員と事前に打合せを行ってください。
- (2) 提出図書の作成については、本要領の「7. 試験用提出図書作成要領」をご覧ください。提出部数等については、本要領の「5. 申請に必要な図書等」をご覧ください。
- (3) 申請に際しましては、本要領の他に以下の書類を必ずご覧ください。
  - ① 試験業務のご案内（HR-500）
  - ② 一般財団法人日本建築センター試験業務規程（HR-01）
  - ③ 一般財団法人日本建築センター試験業務約款（HR-505）
  - ④ 料金一覧表<特別評価方法認定のための試験>（HR-510）

#### 2. 申請受付の締切

申請受付の締切日は、審査委員会の1週間前（1週間前が祝祭日の場合はその前日）になっております。

審査委員会の日程については、下記により担当職員にお問い合わせいただくか、ホームページアドレスにアクセスしてください。

#### 3. 問い合わせ先

(財)日本建築センター評定部住宅課

TEL:03- 5283-0467      FAX:03- 5281-2823

URL : <http://www.bcj.or.jp/schedule.html>



### II. 申請受付

#### 1. 申請受付

- (1) 認定申請者は、申請受付締切日までに、以下の申請図書等を担当職員まで提出してください。（担当職員と事前打合せを行っている場合は、連絡の上、郵送可。）
  - ① 試験申請書（様式 HF-01-01）・・・1部
  - ② 試験用提出図書・・・3部
- (2) 担当職員は、提出図書について以下の事項の確認を行い、不備がないときは受付を致します。
  - ① 申請案件が、本要領の申請の対象に該当するものであるこ

と。

② 申請書に必要事項がすべて記載されており、申請内容が明白になっていること。

③ 試験用提出図書作成要領において要求している提出図書が全て整っており、かつ記載事項に漏れがないこと。

担当職員受付後、受付審査用の資料が必要とされた場合は、申請書の連絡先へ受付用資料の提出を審査委員会前日の午後 5 時 30 分までに、以下の資料を担当職員まで提出してください。

(担当職員に連絡の上、郵送可。)

① 審査委員会受付用資料・・・14 部

(3) 提出図書に不備等を認めたときは、担当職員の指定する日までに補正していただいた後、再び(2)の確認を行います。

(4) 提出図書の不備等について補正の余地がないと判断したときは、不受理通知書を発行し、提出図書等を返却いたします。

(5) 技術的な判断を必要とするため、担当職員が(2)の確認ができない場合は、審査委員会に諮った後、その確認を行います。

## 2. 審査委員会における受付（ヒアリングを含む）

申請内容の説明は、担当職員が審査委員会にて説明を行います。ただし、申請の内容によっては、審査委員会に申請者もご出席いただき、ヒアリングを実施させていただく場合があります。ヒアリングを必要とする場合は、ヒアリングの予定時間を、申請受付締切後、審査委員会の 3 日前までに E メール、FAX 等にて申請書の連絡先へご連絡します。

### Ⅲ. 審査委員会における受理

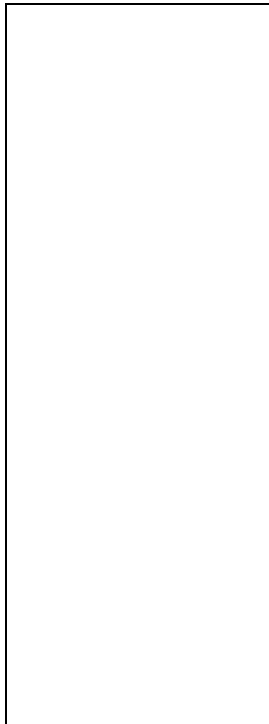
#### 1. 審査委員会における受理

担当職員は、提出図書に基づき、申請内容を審査委員会に諮ります。

審査委員会において、ヒアリングを行う案件は、委員会提出資料に基づき概要説明（説明：10 分程度、質疑応答：10 分程度）を行っていただきます。その際の指摘事項については、指摘事項回答書（HF50-06）に記録し、書類審査（部会）の際に提出してください。

審査委員会は、申請内容を聴取した上で受理の可否を判断し、受理が承諾されましたら担当試験員を決定し部会を構成します。

また、Ⅱの 1. (5)に該当する案件については、審査委員会に諮り、受理するかどうかの審査を行います。



## 2. 審査委員会受理の結果連絡

受理の可否、担当試験員及び部会日程等は、審査委員会の翌日（委員会が金曜日の場合は翌週月曜日）に E メール・FAX 等により申請書連絡先へご連絡致します。受理することが承諾されましたら別途、承諾書又は性能評価申請書に承諾印を押印したものの写しを交付致します。

受理されなかった場合は、「不受理通知書（HF50-04）」を添えて、申請書及び審査図書を返却します。

## 3. 手数料の請求

申請の受理後、手数料の請求書を発行致しますので、当財団が指定する支払期日までにお支払いください。

手数料が支払期日まで振込まれない場合は、契約が解除される場合がございますので、ご了承ください。



## IV. 担当試験員による書類審査

### 1. 審査の方法

審査は、部会又は通信による書類審査です。いずれも2名以上の試験員により、技術的な問題点がすべて解決されるまで続けられます。

### 2. 部会による書類審査

- (1) 受付ヒアリングを実施した場合又は受付委員会において指摘事項があった場合は、指摘事項回答書（追加資料）を4部（担当試験員＋担当職員用）部会時にご提出ください。
- (2) 部会において、申請者には提出図書に基づき詳細な説明を行っていただきます。部会時の指摘事項とその回答については、指摘事項回答書（HF50-06）を作成し、次回の部会時、又は、指定された期日までにご提出ください。
- (3) 部会は、問題点が全て解決されるまで何度も行われます。部会審査後の審査は、通信審査となります。部会において問題点が解決された案件については、担当試験員より最も近い時期に開催される審査委員会において審議内容の報告が行われます。


### 3. 審査における留意事項

- (1) 正当な理由により審査期間を延期する場合、業務期日延期の延期依頼書（HF50-07）を提出していただきます。

(2) 審査は、技術指導を行うものではありませんので、申請者側の対応等により、審査期間内（受付を承諾した日より6ヶ月）に審査が終了しない場合、証明をしない旨の通知書(HF01-05)を発行し、審査を打ち切る場合がございます。

#### 4. 審査取り下げ

申請者の都合により審査期間中に申請を取り下げの場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届（HF01-06）を担当職員に提出してください。



### V. 審査委員会における報告

#### 1. 審査委員会報告

部会での審査が終了した後、担当試験員により、試験結果証明書(案)が作成され、審査委員会において最終的な審議を行い、適否を判断します。審査委員会では、担当試験員により報告が行われます。


部会において報告用資料を求められた場合は、審査委員会前日の午後5時00分までに、担当職員までご提出ください。(郵送可。)

① 審査委員会報告用資料（部数は事務局よりご連絡します）

#### 2. 審査委員会報告の結果連絡

審査委員会における報告の可否及び以後の手続き等については、審査委員会報告の翌日（委員会が金曜日の場合は翌週月曜日）にEメール・FAX等にて担当職員より申請書連絡先へご連絡致します。

審査委員会において報告が了承されましたら、試験結果証明書が作成されます。




### VI. 試験結果の証明書の発行

#### 1. 試験結果の証明書の発行

審査委員会及び各部会における指摘事項等により訂正された審査資料を整備した図書最終版を2部作成し、担当職員にご提出ください。

図書最終版は、担当職員において内容確認を行い、1部は確認印を押印しご返却致します。残りの1部は当財団において保管させていただきますのでご了承ください。

原則として、上記の図書最終版の提出と引き換えに、試験結果の証明書を発行致します。





**Ⅶ. 建設大臣による  
特別評価方法  
認定**

1. **特別評価方法認定の申請**

試験結果の証明書が発行されましたら、国土交通省住宅局住宅生産課に特別評価方法認定申請を行い、認定を取得してください。

(手続きに関しては、「特別評価方法認定の申請の手続き」をご参照ください。)

**7. 試験用提出図書作成要領**

**<留意事項>**

※試験用提出図書は、A4 版縦使いとし、差し替え可能なファイルを使用してください。

なお、A4 版に納まらない図面等は、A3 版折り込みでも結構です。

※提出図書には、頁を付し、通し頁の冒頭にはそれぞれ目次を付してください。

※必要に応じ項目ごとにインデックスを使用してください。

※文字は日本語とし、原則としてワープロ打ちとしてください。

**■表紙及び背表紙**

・表紙及び背表紙には、件名、申請者（会社名）、申請年月を記載してください。

**■試験申請書**

・試験申請書（HF01-01）の写しを添付してください。

**■目次**

※試験用提出図書全体の目次を付してください。

**■本文**

・試験申請のための提出図書は、「試験申請書」に以下の図書を添付してください。

- ① 特別評価方法により代えられる該当評価方法基準の部分を示した図書
- ② 特別評価方法の内容を明らかに示した図書
- ③ 特別評価方法の妥当性の根拠を示す図書

(記載例)

## 1. 試験の概要

### 1. 申請する特別評価方法

#### (1) 名称

例) 特別な塗膜及びめっき処理を講じた鋼材を用い柱脚部を立ち上げることに  
より部位の劣化条件を軽減する工法に応じて評価する方法

#### (2) 当該特別評価方法を用いて評価されるべき性能表示事項

例) 3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)

#### (3) 申請者

・試験申請者の会社名、代表者名 (役職・氏名) を明記してください。

#### (4) 試験の区分

・特別な材料等を複数含む場合は、×○で数を書いてください。

例) 特別の建築材料に関する試験×2

特別の構造方法料に関する試験

#### (5) 当該特別評価方法の内容

・評価方法基準の該当部分に変わる内容を、特別な部分を明示する形で示してください。その際、特別な材料は、できるだけ一般名称 (JIS、JAS の規格で示せる場合は、該当する規格を示すこと。) で書くこと。  
特別な構造方法は、何がどのように設置されているかを、図を用いながらわかりやすく表現してください。

例) ○○○は、○○○○○○○○○○○○○○○○であること。

(○○の仕様については、別紙1の①に図示する。)

### 2. 当該特別評価方法によって代えられる評価方法基準の該当部分

例) 評価方法基準 (平成13年建設省告示第1347号(平成21年3月改正))

第5の3-1 (3) ロ①a

## 2. 試験の内容

・上記1の(5)の仕様が、2.の基準で示される仕様と同等の劣化軽減措置であることを、確認できるような資料をつけてください。

例) ・材料の物性値資料

- ・構造納まり詳細図
- ・計算による検討
- ・促進劣化試験、暴露試験等の耐久性試験データ
- ・実物件の劣化診断結果、など